

中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、こども誰でも通園制度（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の試行的実施に係る経費の一部を補助することにより、未就園児のいる家庭への支援に係る効果及び課題について検証し、もって中野区における本導入に向けた制度設計を行うことを目的とする。

(通則)

第2 前条の補助金の交付については、中野区補助金等交付規則（昭和40年中野区規則第29号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象者)

第3 この要領による補助金（以下単に「補助金」という。）の交付の対象者は、法第34条の15第2項に規定する認可を受けた施設（以下「実施施設」という。）を運営する民間事業者で、次条に規定する補助対象事業を実施するものとする。

(補助対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「区条例」という。）に規定する基準を満たす事業であること。
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通園しておらず、かつ区内に在住する0歳6か月から2歳児クラス相当までの児童（認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く。）に通園する児童は対象に含む。）を対象とした事業であること。
- (3) 区と事前に協議した上で、実施方法を定める事業であること。

(補助金の額)

第5 補助金の交付額は、予算の範囲内において、基本分と各種加算分の合計とし、別表に定めるところとする。

(交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、月ごとに、中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、区が別に定める期日までに区に申請しなければならない。

- (1) 補助事業に係る実施状況報告書
- (2) 前号に掲げるもののほか、区が必要と認める書類

(交付決定)

第7 区は、前条の規定による申請があつた場合において、補助金を交付することを決定したときは中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

2 区は、前項の規定による補助金の交付の決定にあたって、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(請求)

第8 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、区が別に定める期日までに、中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金請求書(第4号様式)により、区に補助金の交付を請求することができる。

(承認事項)

第9 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合、事前に区の承認を受けなければならない。

(1) 第4の(3)に規定する実施方法を変更しようとする場合(軽微なものを除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 補助事業者は、事業の遂行が困難となった(破産手続開始等の決定を含む。以下同じ。)場合には、速やかに区に報告し、その指示を受けなければならない。

(指導監査等)

第10 区は、補助事業者による事業の実施状況等について、必要に応じて調査又は監査等を行うものとする。

2 区は、前項の規定による調査又は監査等において、必要があるときは補助事業者に対し指導・勧告又は助言を行うことができる。また、この要領の定めに適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずることを補助事業者に命ずることができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する調査又は監査等に協力しなければならない。また、前項に規定する指導・勧告又は助言に応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第11 区は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) この要領その他法令等の定めに違反したとき。

(4) 法第58条第2項の規定により実施施設の認可が取り消されたとき。

(5) 合理的な理由なく事業を実施せず、区の指導・勧告を受けても是正されないとき。

(6) 事業の遂行が困難となったとき。

(7) 事業に係る区の指導・勧告を受けても是正に必要な措置を講じない、区が指示した書類等を提出しない等、事業の継続が不適当であると区が認めるとき。

2 区は、前項の規定による補助金の交付の決定を取り消すときは、中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金取消通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとし、補助事業者の名称(実施施設の名称を含む。)、取消事由、取消年月日を公表するものとする。

(補助金の返還)

第12 区は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助事業者に対し既に補助金が交付されているとき、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第13 区は、前条の規定及び補助金規則第14条の規定により補助金の返還命令を受けた者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付していない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、必要と認める間、その交付を停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(消費税仕入控除税額の報告等)

第14 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに区に報告しなければならない。

2 区は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第15 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、区の求めに応じて提出できるようにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第16 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(別表)

項目	類型	要件	単価
基本分			事業実施枠 1 枠あたり 月額 2 6 5, 9 2 0 円
預かり対応加算	1 0 歳児	第 4 の(2)に規定する 児童のうち、0 歳児の 利用があった場合	利用時間 1 時間あたり 1, 3 0 0 円
	2 1 歳児	第 4 の(2)に規定する 児童のうち、1 歳児の 利用があった場合	利用時間 1 時間あたり 1, 1 0 0 円
	3 2 歳児	第 4 の(2)に規定する 児童のうち、2 歳児の 利用があった場合	利用時間 1 時間あたり 9 0 0 円
要支援家庭等対応強化加算	1 要支援家庭	区条例に規定する基 準以上に保育従事者 を配置し、第 4 の(2)に 規定する児童のうち、 要支援家庭の児童の 利用があった場合	利用時間 1 時間あたり 4 0 0 円
	2 障害児	区条例に規定する基 準以上に保育従事者 を配置し、第 4 の(2)に 規定する児童のうち、 障害児の利用があっ た場合	利用時間 1 時間あたり 4 0 0 円
	3 医療的ケア児	区条例に規定する基 準以上に保育従事者 を配置し、第 4 の(2)に 規定する児童のうち、 医療的ケア児の利用 があった場合	利用時間 1 時間あたり 2, 4 0 0 円
利用者負担額軽減対応加算	1 要支援家庭	第 4 の(2)に規定する 児童のうち、要支援家 庭の児童の利用があ った場合	利用時間 1 時間あたり 3 0 0 円
	2 生活保護	第 4 の(2)に規定する 児童のうち、生活保護 受給世帯の児童の利 用があった場合	利用時間 1 時間あたり 3 0 0 円

	3 区民税非課税	第4の(2)に規定する児童のうち、区民税非課税世帯の児童の利用があった場合	利用時間1時間あたり 240円
	4 区民税所得割	第4の(2)に規定する児童のうち、父母分の区民税所得割額が77,101円未満の世帯の児童の利用があった場合	利用時間1時間あたり 210円

備考

- 1 預かり対応加算において、算定基礎となる児童の年齢は当該児童の年度当初の年齢をいう。
- 2 預かり対応加算については、利用者の都合による当日の利用キャンセルがあった場合、当初の利用予定時間に利用があったものとみなして加算の対象とする。ただし、当該時間を利用してその他の児童の預かりを実施した場合、当初の利用予定児童の利用予定時間は加算の対象としないものとする。
- 3 要支援家庭等対応強化加算については、児童が複数の類型に該当する場合、いずれか一つのみを適用して加算するものとする。また、利用者の都合による当日の利用キャンセルがあった場合、当初の利用予定時間に利用があったものとみなして加算の対象とする。ただし、当該時間を利用してその他の児童の預かりを実施した場合、当初の利用予定児童の利用予定時間は加算の対象としないものとする。
- 4 この表において「要支援家庭」とは、保護者の状況、児童の状況、養育の環境から保護者による養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭をいう。
- 5 この表において「障害児」とは、身体障害者手帳等のほか、医師による診断書、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見書等により、区が障害の事実を認めた児童をいう。
- 6 この表において「医療的ケア児」とは、人工呼吸器を装着している児童等、日常生活を営むために医療を要する児童であると区が認めた児童をいう。
- 7 利用者負担額軽減対応加算については、児童が複数の類型に該当する場合、いずれか一つのみを適用して加算するものとする。

(第 1 号様式)

年 月 日

中野区長 宛て

事業者名称

(所在地)

(電 話)

代表者氏名

中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付申請書

中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付要領第 6 の規定に基づき、下記のとおり標記補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

2 添付書類

- (1) 実施状況報告書
- (2) その他区が必要と認める書類

担 当 者 氏 名	
所 属 ・ 役 職	
電 話 番 号	

(第2号様式)

第 号
年 月 日

様

中野区長

中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付要領第7第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付額

円

2 交付額内訳

円

3 交付条件

(第3号様式)

第 号
年 月 日

様

中野区長

中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付要領第7第1項の規定に基づき、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

理由

(第4号様式)

年 月 日

中野区長 宛て

事業者名称

(所在地)

(電 話)

代表者氏名

中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金請求書

中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付要領第8の規定に基づき、下記のとおり標記補助金を請求します。

記

請求額

円

担当者氏名	
所属・役職	
電話番号	

(第5号様式)

第 号
年 月 日

様

中野区長

中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした標記補助金について、中野区こども誰でも通園制度の試行的実施事業費補助金交付要領第11第2項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を取り消すので通知します。

記

1 取消内容

(1) 事業者名称

(2) 実施施設

(3) 取消金額

円

2 取消事由

3 取消年月日

4 備考